

登録免許税の課税について

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 18 年法律第 10 号）により、登録免許税（昭和 42 年法律第 35 号）の一部が改正され、平成 18 年 4 月 1 日より「労働者派遣事業の許可」及び「有料職業紹介事業の許可」に対して登録免許税が課税されることとなりました。

1 納税義務者（登録免許税法第 4 条第 1 項）

許可を受ける者は、登録免許税を納めなければなりません。
許可の更新の際には、登録免許税は課されません。

2 納税額（登録免許税法別表第 1 第 81 号）

許可一件あたり 9 万円が課されます。

3 納付方法（国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 34 条）

許可申請者が国税の収納機関である、日本銀行、日本銀行歳入代理店（銀行、郵便局等）、博多税務署に登録免許税の相当額を現金で納付すること。

4 許可申請

上記 3 において納付した、登録免許税に係る領収証書を提出していただきます。

なお、許可申請が却下された場合及び申請の取り下げがあった場合は、税務署において還付されます。

納付書（領収済通知書）の記入例

《税務署名・税務署番号》

税務署名：必ず【博多】とご記入ください。
 税務署番号：00049054

《税目・税目番号》

税目番号：221
 税目：登録免許税

《金額》

納付する金額を必ず記載して下さい。
 登録免許税は、許可1件あたり【90,000円】です。

国税 納付書 (領収済通知書) (記入例) 1234567890

税目 登録免許税

本税 90000

重加算税

合計額 ¥90000

住所 福岡市博多区博多駅前○-○-○

氏名 株式会社 ○○○商事

カブシキガイシャ マルマルマルショウジ

電話番号 092 - ○○○ - ○○○○

納期等の区分

1 2 3 4 5 6 7 9

納付書 00200

見本

《各事業主の住所・氏名》

住所：法人（登記簿謄本の本店の所在地）
 個人（事業主の住所）
 氏名：法人（法人名称）
 個人（事業主の氏名）
 をはっきりと正確に記載してください。

《合計額》

納付する税額の合計額の金額
 頭部に必ず「¥」記号を記載
 してください。

《お願い》

- 納付書（一般用）は、最寄りの金融機関や税務署に備え置いています。
 また、最寄りの金融機関に納付書がない場合などには、所轄の税務署にご連絡ください。